

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を含む)

(1) 新産業別最低賃金

(令和8年3月現在)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業関係	5	3	138
繊維工業関係	5	6	133
木材・木製品製造業関係	1	1	7
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	78
印刷・同関連産業関係	1	3	34
塗料製造業関係	4	1	63
ゴム製品製造業関係	1	1	58
窯業・土石製品製造業関係	4	3	102
鉄鋼業関係	20	31	1,423
非鉄金属製造業関係	9	9	417
金属製品製造業関係	4	9	115
一般機械器具製造業関係	25	228	5,625
精密機械器具製造業関係	7	7	220
電気機械器具製造業等関係	45	211	9,145
輸送用機械器具製造業関係	33	143	8,486
小 計	166	657	26,044
新聞・出版業関係	1	1	5
各種商品小売業関係	30	16	1,813
自動車小売業関係	23	215	2,134
自動車整備業関係	1	10	35
道路貨物自動車運送業関係	1	3	23
小 計	56	245	4,010
合 計	222	902	30,054

(2) 旧産業別最低賃金

木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	7
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	11

総 合 計	224	907	30,065
-------	-----	-----	--------

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。
- 4 全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係の適用使用者数・適用労働者数については平成元年のもの。

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数
(地域別最低賃金を下回る特定最低賃金を除く)

(令和8年3月現在)

業 種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	1	1	50
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	1	1	18
塗 料 製 造 業 関 係	3	1	48
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	2	1	68
鉄 鋼 業 関 係	17	26	1,303
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	6	6	221
金 属 製 品 製 造 業 関 係	0	—	—
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	14	124	3,384
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	4	4	139
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	27	115	5,071
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	25	115	7,105
小 計	100	394	17,407
各 種 商 品 小 売 業 関 係	2	1	119
自 動 車 小 売 業 関 係	10	82	771
自 動 車 整 備 業 関 係	0	—	—
小 計	12	83	890
合 計	112	477	18,297

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。